

## 通知電気工事業者の皆様へ

電気工事業を営む方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（電気工事業法）を遵守して事業を営むよう義務づけられています。

つきましては、下記事項等に留意のうえ適正な業務の実施をお願いします。

記

### 1. 電気工事業者について

#### (1) 登録業者（第3条）

一般用電気工作物に係る電気工事業を営もうとする方は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（「登録電気工事業者」という。）

但し、二以上の都道府県に営業所を設置する場合は、経済産業大臣の登録になります。

#### (2) 通知業者（第17条の2）

自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする方は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

（「通知電気工事業者」という。）

但し、二以上の都道府県に営業所を設置する場合は経済産業大臣への通知になります。

#### (3) 建設業者に関する特例（第34条）

建設業許可を受けた業者の方が電気工事業を営む場合は、業者登録は必要ありません。

但し、その旨の届出又は通知が必要です。この届出により登録電気工事業者、通知により通知電気工事業者とみなされます。

（「みなし登録電気工事業者」、「みなし通知電気工事業者」という。）

### 2. 通知内容の変更（第34条）

次の事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

（標識も併せて変更してください。）

- ①氏名又は名称、住所、法人の代表者
- ②営業所の名称、所在地、電気工事の種類
- ③主任電気工事士及びその所有する免状の種類

### 3. 廃止の届出（第34条）

電気工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出てください。

### 4. 電気工事の種類の変更

一般用電気工作物にかかる電気工事業を開始した場合は、電気工事業者登録申請（第3条）をしてください。

### 5. 業務に対する規制

#### (1) 工事の従事者（第21条）

電気工事の資格を有しない者を当該電気工事の作業に従事させてはならない。

#### (2) 工事の下請け（第22条）

請け負った電気工事を電気工事業者でないものに請け負わせてはならない。

(3) 電気用品の使用制限（第23条）

電気用品安全法第10条第1項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

(4) 器具の備付け（第24条）

一般用電気工作物に係る電気工事の業務のみを行う営業所にあつては次の①～③を、自家用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所にあつては次の①～⑦を、営業所ごとに備付けなければならない。

- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計  
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置

※但し、⑥・⑦については、必要時に借り入れることができればよい。

(5) 標識の掲示（第25条）

営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、下記の標識を掲げなければならない。営業所の名称は、これを掲示する営業所に係るものに限る。（内容に変更が生じた場合は、速やかに修正および変更届の提出）

通知電気工事業者通知票	
通知先	千葉県知事通知第〇〇〇号
通知の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名	〇 〇 〇 〇
営業所の名称	〇〇〇〇〇〇

(備考)材質は問いません。

(6) 帳簿の備付け（第26条）

営業所ごとに下記事項を記載した帳簿を備え、これを5年間保存しなければならない。

- ①注文者の氏名又は名称及び住所 ②電気工事の種類及び施工場所 ③施工年月日  
④主任電気工事士及び作業者の氏名 ⑤配線図 ⑥検査結果

本件に関する問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県防災危機管理部産業保安課管理調整班

電話：043-223-2722 FAX：043-227-3548